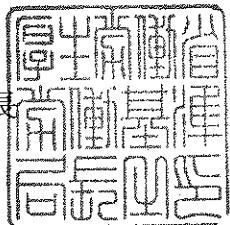


基発 0108 第 5 号
平成 31 年 1 月 8 日

一般社団法人全国クレーン建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労働者死傷病報告の様式改正について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 2 号）が本日公布され、施行されたところです。

については、本改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、貴団体におかれても、この趣旨を御理解いただきとともに、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知等について、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

第 1 改正の趣旨

今般の改正は、外国人労働者に係る労働災害防止対策の推進に資するため、外国人労働者を雇用する事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、外国人労働者に係る労働災害の発生状況を確認できるようにするため、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 97 条の規定に基づく様式第 23 号（休業 4 日以上の労働者に係る労働災害等に係る労働者死傷病報告）について所要の改正を行ったものである。

第 2 改正の要点

1 報告項目の追加

外国人労働者を雇用する事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、外国人労働者に係る労働災害の発生状況を確認できるようにするため、被災労働者が外国人（「外交」又は「公用」の在留資格の者及び特別永住者を除く。以下同じ。）である場合に「国籍・地域」（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」と

いう。) 第2条第5号口に規定する地域) 及び「在留資格」(入管法第2条の2第1項に規定する在留資格) を記入する欄を新たに設けたこと。

2 その他

1の改正に伴い、備考等について所要の改正を行うものとしたこと。

なお、改正後の労働者死傷病報告の様式は別添を参照すること。

第3 細部事項

事業者は、「国籍・地域」及び「在留資格」の欄は、被災労働者が外国人である場合に、旅券、在留カード又は在留資格証明書により確認し、記入すること。

なお、事業者は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第28条及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則(昭和41年労働省令第23号)第10条に基づき公共職業安定所長あて提出している外国人雇用状況届出書に記入している国籍・地域及び在留資格を記入すれば足りること。

勞動者死傷病報告

様式第23号(第97条関係) (表面)

年 月 日

事業者職氏名

勞動基準監督署長殿

受付印

印

労働者死傷病報告の様式が改正されました

(勞動安全衛生規則樣式第23号)

施行日：平成31年1月8日

労働者が外国人の場合には、
「国籍・地域」と「在留資格」の記入が必要です。

※ 在留カード等のコピーを労働基準監督署に提出する必要はありません。

※ 「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)など、外国人雇用状況の届出制度の対象外となっている方については、記入の必要はありません。

★在留カードまたは旅券(パスポート)上の「国籍・地域」欄を転記してください。

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の
上陸許可証印に記載されている「在留資格」
欄の内容を、そのまま転記してください。

★ 在留資格が「特定活動」の場合

在留資格が「特定活動」の場合には

旅券に添付されている指定書（右参照）で活動類型を確認し、 下表のうち、
あてはまる活動類型を1つ、在留資格欄に記入してください。

特定活動の活動類型	<ul style="list-style-type: none"> ・特定活動（ワーキングホリデー） ・特定活動（E P A） ・特定活動（高度学術研究活動） ・特定活動（高度専門、技術活動） ・特定活動（高度経営、管理活動） ・特定活動（高度人材の就労配偶者） ・特定活動（建設分野） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定活動（造船分野） ・特定活動（外国人調理師） ・特定活動（ハラール牛肉生産） ・特定活動（製造分野） ・特定活動（就職活動） ・特定活動（その他）

★ 在留資格が「技能実習」の場合

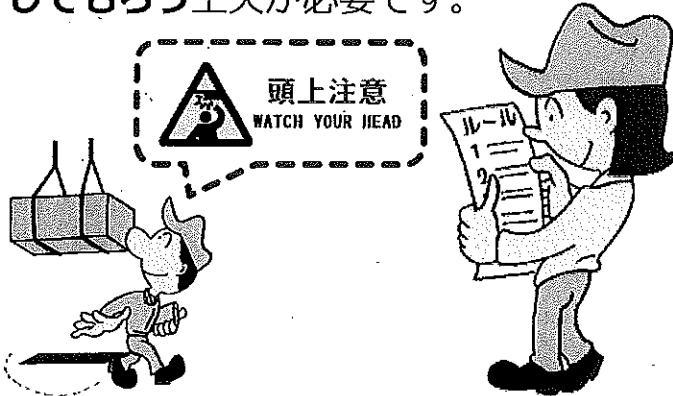
在留資格が「技能実習」の場合には、区分までそのまま
1号イなど



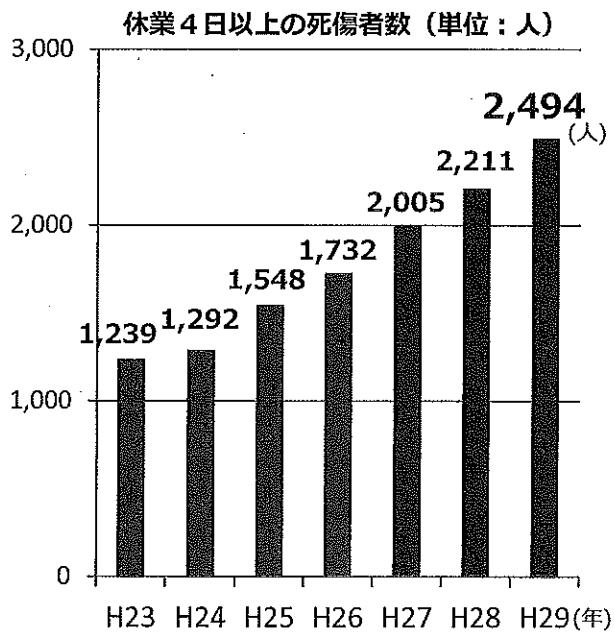
外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

近年、外国人労働者の増加に伴い外国人の労働災害も増加傾向にあり、平成27年以降は毎年2,000件を超えていました。

外国人労働者が労働災害に被災しないため、また労働災害の加害者とならないためにも、外国人に配慮した適切な安全衛生教育を実施するとともに、**作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらう工夫**が必要です。



外国人労働者の労働災害発生状況の推移



資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

外国人労働者のための

安全衛生教育等自主点検表



1 安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施していますか。 (雇入れ時又は作業内容を変更した時など)	<input type="checkbox"/>
2 作業手順の理解	母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。	<input type="checkbox"/>
3 指示・合図の理解	労働災害防止のための指示等を理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	<input type="checkbox"/>
4 標識・掲示の理解	労働災害防止のための標識、掲示等について、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	<input type="checkbox"/>
5 免許・資格の所持	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のまままで従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>

！労働災害が発生してしまったときは…

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません（裏面を参照してください）。
(報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。)